第1号様式(第4条関係)

韮崎市福祉用具購入費受領委任払制度に係る取扱誓約書

年 月 日

(宛先) 菲崎市長

住 所 事業者名称 代表者氏名

印

韮崎市介護保険福祉用具購入費にかかる受領委任払制度に関して、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

(基本的事項)

- 1 介護保険法第8条第13項に定められた介護給付費の対象となる特定福祉用具の販売(以下 「福祉用具の販売」という。)に関しては、関係法令、通達、韮崎市の要綱等を遵守すること。
- 2 事業にあたっては、韮崎市、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 3 居宅要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に居宅要介護等被保険者の立場に立ったサービスの提供に努めること。

(指導、調査等)

4 市長が必要あると認めた福祉用具の販売に関しては、指導又は調査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

(苦情処理等)

5 居宅要介護等被保険者から福祉用具の販売に関し、苦情又は相談があった場合、居宅要介護等被保険者の状況を詳細に把握する必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、居宅要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に苦情処理を行うこと。その他、当該事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等関係機関との協力により適切な対応方法を要介護者等の立場に立って検討し、対処すること。

(賠償責任)

6 福祉用具の販売に伴い、事業者の責めに帰すべき事由により、居宅要介護等被保険者等の生命、身体、財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において、居宅要介護等被保険者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

7 事業者及びその職員は、業務上知り得た居宅要介護等被保険者又はその家族の個人情報を保持すること。また、職を退いた後も同様とする。

(その他)

8 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。